

(7) 県立学校教職員数の推移

区分	種別 課程 職種 年度	高 等 学 校																					
		全 日 制 ・ 定 時 制										通 信 制											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2	3									
教 員	校 長	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85											
	教 諭 等	4,066	4,165	4,209	4,204	4,225	4,238	4,273	4,315	4,324	4,309	4,286	27	27	27	27	27	27	28	30	32	34	35
	養 護 教 諭	85	89	93	93	96	97	101	104	103	104	104											
	補 充 職 員	56	54	76	85	102	110	62	145	170	200	182								1	1	1	1
	講 師																						
	療 母	4	4	4	4	5	5	6	6	6	6	6											
員	実 習 助 手	387	393	398	408	412	413	414	418	423	412	406											
	計	4,683	4,790	4,865	4,879	4,925	4,948	4,941	5,073	5,111	5,116	5,069	27	27	27	27	27	27	28	31	33	35	36
雇 用 人	事 務 職 員	299	300	302	304	302	302	302	301	301	300	301	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5
	技 能 員	23	18	13	8	3	7	5	3	1	1	1											
	学 校 司 書	58	58	58	58	60	63	67	71	72	71	72											
	用 務 員	120	120	120	118	114	109	102	92	81	76	75	1	1	1	1	1	1	1				
	ボ イ ラ ー 技 師	26	26	26	25	23	23	22	22	18	19	17											
	栄 養 士	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8											
	調 理 給 食 員	9	9	9	9	9	9	8	7	8	7	7											
練 習 船	計	245	240	235	227	218	220	213	204	189	184	180	1	1	1	1	1	1	1				
	技 能 職 員	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9											
	そ の 他 の 職 員	15	15	15	15	15	15	15	15	15	13	13											
合 計	5,251	5,354	5,426	5,434	5,469	5,494	5,480	5,602	5,625	5,622	5,572	32	32	32	32	32	32	33	36	38	40	41	

2 教職員人事・任用

(1) 人事異動の概要

平成12年度の高等学校教職員定数は、前年度比50人減の5,572人となった。このうち、教諭等は、前年度比23人減の4,286人である。また、養護教育については、前年度比43人増の1,010人となった。このうち、教諭等は、前年度比45人増の783人となった。

① 新採用について

県立高等学校の新採用志願者数は、前年度比48名増の1,153名であったが、一次及び二次選考試験の結果、名簿搭載者数は86名であり、そのうち辞退者を除き83名の教諭採用をみた。

② 校長への昇任

県立学校の校長への昇任は、その職責の重要性にかんがみ、資格・人物・指導力等を十分考慮のうえ、教頭から12名、教育庁関係から現場復帰による6名の登用をみた。

これらの管理職は、できる限り自分の専門性を生かせるよう適材を適所に配置し、適正な学校管理運営をするよう努めた。

③ 交流について

本年度も昨年同様の方針ののっとり、本庁・各駐在管理主事及び校長会との密接な連絡のもとに、同一校永年勤務者、採用後引き続き同一校に3年以上勤務する者等を含めて472名の教諭等の交流が実現した。

経験豊かな教員の転出が促進されたこととともに、定

時制・通信制及び盲・聾・養護学校と全日制高校との交流が進んだことは、教育組織の強化充実に資するところであり、全局的に教育水準及び教育効果の向上に役立つものと期待される。

(2) 平成12年度県立学校教員交流基準

① 一般基準

- ア 教育課程の適正な運営を期するため、教員組織の均衡化を図り主免許教科を担当させるようにつとめる。
- イ 高等学校と盲・聾・養護学校との交流をはかる。
- ウ 全日制と定時制・通信制との交流をはかる。
- エ 優秀な人材の定時制（夜間）・通信制・分校ならびにへき地校への転入をはかるとともに、その者が相当年数（3年以上）勤務した場合の転出については、特に考慮する。

オ 同一校には原則として、最低3年は勤務するものとする。

カ 2親等以内の者は、原則として、同一校勤務をさける。

② 勤続年数による基準

- 次の基準に該当する者は交流の対象とする。
- ア 採用後ひきつづき同一校に3年以上勤務した者
- イ 同一校に8年以上勤務した者

③ 学校群による基準

教職員組織の均衡化をはかるため、県内を県北・県南・会津・いわき・相双の5地区に分け、各地区ごとに所在する学校を地理的特殊性を考慮して、A・B・C3群に分類し交流を促進する。